

令和2年度 ふれあいいきいきサロンに関する要項

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

1. 目的・定義

この事業は、地域住民や団体などが主体となり、高齢者や障害のある方、子育て家庭の親子などが気軽に参加でき、顔の見える関係づくりの構築、安心して暮らせることのできる地域づくりを目的に集うふれあいいきいきサロン(以下、「サロン」という)活動について、社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会(以下、「社協」という)が支援します。

2. 登録・活動要件

- ・定期的なサロンを開催できること
- ・地域住民が行きやすい活動にすること(会員制でないほうが望ましい)
- ・趣味のための活動ではないこと
- ・自治会などの地域組織と連携する意思があること

3. 団体要件

- ・サロンは、5人以上であること
- ・福祉の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、営利及び宗教的・政治的な活動を目的としていないこと
- ・代表者及び運営に携わる者が明確で、ボランティア・福祉活動に理解を有していること
- ・自主的に運営することができ、活動を継続する意思があること

4. 秘密保持

- ・サロンの運営にあたっては、個人のプライバシーの保護を厳守することとします。

5. サロンへの支援

- ・サロン交流・研修会などのご案内
- ・レクリエーション用品の貸し出し
- ・出前講座などの紹介
- ・運営や実施内容などの相談支援やさまざまな情報提供
- ・活動費の助成(※期間内に申請があり、社協会長が認める場合のみ)

6. 登録期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

7. 登録方法

- ・ サロン申請書(予算書)に必要事項を記入のうえ、社協会長に提出してください。
(消えない筆記用具を使用してください)
- ・ サロンの年間計画以外の内容に変更が生じた場合は、速やかに社協に報告してください。

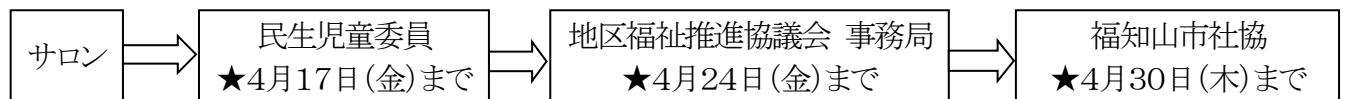
【継続・新規サロン】助成金あり

- 活動費として1回2,000円を助成し、月1回の開催分を上限とします。
1年間に申請できる回数・活動助成金…年4回:8,000円以上、12回:24,000円まで
- 申請書(様式1-①)・予算書(様式1-②)を登録期間内に提出してください。その後、社協会長が承認のサロンには活動助成金の決定を行い、通知を送付します。＜交付時期:7月以降の予定＞
- 報告書(様式2-①)・決算書(様式2-②)は、次年度の申請書・予算書とともに送付しますので、記入のうえ、社協会長に提出してください。
 - ※ サロン内容や予算・決算(繰り越し金額など)の状況によっては、申請が通らない場合もあります。
 - ※ 悪天候などのやむを得ない理由で計画回数が実施できなかった場合は、社協に相談・報告し、実施できなかった分の活動助成金を返還いただきます。

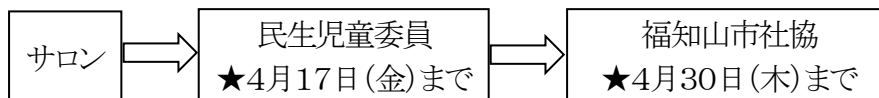
【継続サロン】助成金なし

- 申請書(様式1-①)を年度内に提出してください。報告書(様式2-①)は、次年度の申請書とともに送付しますので、記入して提出してください。※予算書(様式1-②)・決算書(様式2-②)は不要です。

【提出方法】下記の方法で4月17日(金)までに地域の民生児童委員様までご提出ください。★提出期限



【遷喬・下夜久野・大江地区サロンの提出方法】



【新規サロン】助成金なし

- 申請書(様式1-①)を年度内に提出してください。報告書(様式2-①)は、次年度の申請書とともに送付しますので、記入して提出してください。※予算書(様式1-②)・決算書(様式2-②)は不要です。

【提出方法】**サロン→福知山市社協** 年度内いつでも受け付けます。

*サロンの新規登録がありましたら、社協より地区福祉推進協議会事務局様へご連絡します。

●それぞれの様式は、社協の窓口で配布。または、ホームページよりダウンロードしていただけます●

問い合わせ先

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

本 所	〒620-0035 福知山市字内記 10-18(福知山市総合福祉会館内) TEL.25-3211 FAX.24-5282
三 和 支 所	〒620-1442 福知山市三和町千束 515(福知山市役所三和支所内) TEL.58-3713 FAX.58-3732
夜久野支所	〒629-1322 福知山市夜久野町平野 1030(ふれあいの里福祉センター内) TEL.38-1200 FAX.38-1230
大 江 支 所	〒620-0301 福知山市大江町河守 252(北部保健福祉センター内) TEL.56-0224 FAX.56-1654

【この事業は、福知山市補助金・赤い羽根共同募金助成金・善意銀行により行っています】